

# つくれ住民票！第2次訴訟 控訴審終結

## 9月27日判決へ

菅原 和之

7月17日、真夏の太陽が照りつける暑い日でした。正午のニュースは、関東地方の梅雨明けを報じていました。

もたもたして、開廷の少し前に法廷に到着すると、すでに多くの方々が、傍聴支援においでくださっていました。本当にありがたく思います。

この口頭弁論のために、私たち控訴人は、42ページにわたる控訴理由書と新たな証拠5点準備しました。その中では、法律の条約適合性を審理する裁判であるのに、東京地裁による原判決はその任務を放棄している、として国際条約の重要性を主張しました。

また、原判決が「民法が法律婚主義を採用した結果として、婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、」などと言っていることについては、婚外子差別ならびに「嫡出概念」を撤廃した諸外国もみな法律婚主義をとっているのだから、原判決の説明は嘘だということ。そして、明治期の旧民法が施行する前に、戸籍制度に婚外子差別があったのだから、それから考えても原判決の説明はおかしいと、詳細に主張しました。

原判決が、2010年3月24日法務省通知をあげて、「付せん処理の方法や、届出人に対し届書の『その他』欄に『出生子は母の氏を称する』、『出生子は母の戸籍に入籍する』などと記載させる方法、…によって出生届を受理する運用がされているというのであるから、…その信条に基づいて原告子に係る適式な出生届を提出していないことにやむを得ない合理的な理由があり特段の事情があるということはいまだできない。」などと述べていることについては、2008年自由権規約委員会が戸籍法49条の改正を求める勧告を發出しているという今までの主張に加えて、新しい証拠として「女性差別撤廃委員会に対するフォローアップに対する日本弁護士連合会報告書」を引用しました。そこには「総括所見後の2010年3月には、法務省民事局の通知により、出生届けの嫡出子または嫡出でない子の別が未記載でも、その他の欄に母の戸籍に入籍する等の記述をすれば受理することを認めることとなったものの、そのような記載を求める戸籍法第49条自体は改正されておらず差別的法規として残存しており、また、第三次男女共同参画基本計画においても、民法改正については、引き続き検討を進めるとの弱いながらも明記があるものの、戸籍法改正については明言がない。…日本政府は、フォローアップを求められた2項目の勧告いずれについても、誠実な履行をしていないことは明らかである。」とあります。これは、私たち控訴人の主張と同じです。日本の法曹界を代表する日弁連の見解と同じであるにも関わらず、まだ裁判所は「信条に基づいて」という切り捨て方を続けるのでしょうか？ということです。

そのほかにも、様々な証拠を示して、婚外子の出生登録差別が憲法違反であり、世田谷区による住民票不記載が不当であることを、丁寧に主張したつもりです。

それに対して、国と世田谷区の答弁書は、どちらとも表紙を入れてわずか2ページで、「被控訴人の主張は、原審口頭弁論のとおり。本控訴には理由がないので棄却されるべき。」という内容のないものでした。

口頭弁論の当日は、それぞれの提出資料を陳述することを確認したあと、少し展開がありました。裁判長が世田谷区に対して、「住民票を作成しないのか？」再三にわたって問いただしたのです。世田谷区側は、最初は弁護士と思われる女性が答えていましたが、次に住民票担当所管の部長に代わり「子の利益を考えて作成したほうがいいと思いますが、作成する義務はないと思う」というよく分からない回答を繰り返しました。その後、一旦閉廷して3人の裁判官が退席しました。相談したのだと思いますが、再開されてから、結審するという言い渡しがありました。代理人の藤岡毅弁護士によれば、かなり控訴人側のことを考えているようだし、世田谷区は慌てたのではないかとのことでした。

この後、待合所で報告を行いました。時間もなくて、傍聴支援においでくださった方々には失礼しました。口頭弁論は、いつも直ぐに終わってしまうのに、今回も20名を超える方がおいでくださいました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、判決は9月27日木曜日の午後1時15分から東京高裁822号法廷と決まりました。判決までの間に、世田谷区の方に動きがあるかどうかは、現時点ではわかりません。9月の判決のあとは、弁護士会館の部屋を借りて報告集会を行う予定です。

地裁判決の良い部分をもっと進めて、「出生登録差別は違憲、住民票を作れ」という判決が出されることを期待しています。これからもどうぞ、ご支援ご協力の程、よろしくお願いいたします。

(通信Voice 6-8月号より)